

平成 26 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム  
(コード番号：3814 東証 JASDAQ)  
(URL <http://www.afs.co.jp/>)  
代 表 者 代表取締役社長 松崎 常男  
問合せ先 取締役経営管理部長 河原 克樹  
電話番号 03-5649-2100

平成26年11月12日付開示の「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正の経過

本日、開示いたしました下記の「(訂正)「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正」について本日時点での経過をご報告いたします。

記

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【発行条件に関する事項】

(訂正前)

(前略)

なお、本第三者割当増資に関しては、全監査役から、前営業日の終値を算定の基礎としており「日本証券業協会の『第三者割当増資の取扱いに関する指針』(平成 24 年 4 月 1 日)に従っていることから有利発行には該当しない」旨、また発行条件のうち「資金調達の目的、手段及び方法のいずれについても客観的に不適切な部分は認められない」旨の意見を表明しております。

(訂正後)

(前略)

なお、本第三者割当増資に関しては、監査役 2 名(溝部和昭、古閑謙士)は、前営業日の終値を算定の基礎としており「日本証券業協会の『第三者割当増資の取扱いに関する指針』(平成 22 年 4 月 1 日)に従っていることから有利発行には該当しない」旨、また発行条件のうち「資金調達の目的、手段及び方法のいずれについても客観的に不適切な部分は認められない」旨の意見を表明しております。平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において監査役 1 名(堀江義光)は、有

利発行に関しては特段の意見は述べておりません。熟議をしないといけないとの意見を述べております。

本日、以下の内容にて確認を行っております。

平成26年11月12日開催の取締役会において、堀江監査役が有利発行に関しては特段の意見は述べておらず、熟議をしないといけないとの意見がありました。

当社は、11月12日開催の取締役会においては、堀江監査役に対して有利発行に関する意見を確認していなかったことから、本日の取締役会終了後、堀江監査役に「有利発行に関する意見」、「熟議しなければならないという発言の趣旨の内容」を求めており、書面にて回答するとの回答を得ています。

回答を受領後、ご報告いたします。

(訂正の理由)

①訂正前の記述となった理由

平成26年11月11日当社監査役会が開催され、当第三者割当の発行条件について意見確認がありましたが、その際の発行条件は、本第三者割当に係る取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均価格をもとにしたものでした。

堀江監査役は、監査役会では、全体像が見えないため判断できないとの意思不表明でしたが、当日夕刻、有利発行である旨の連絡が溝部監査役にありました。

平成26年11月12日に開催された当社取締役会において、発行条件について変更がありましたので、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値をもとにすることに変更する説明を行ったところ、堀江監査役からは決議をとる際に有利発行に関する何らの意見表明はありませんでした。

しかも、堀江監査役は、補助人と称する弁護士を同伴しており、そのサポートを受けていたにも拘わらず監査役として意見を付したい旨、議事録に残すような発言のいずれもなく、このことから有利発行ではないとの意見と判断しました。

②訂正後の記述となった理由

平成26年11月13日午後、中国財務局に「平成26年11月12日の株式会社東京証券取引所の当社適時開示情報『第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ』の14頁に記載の監査役の発言について、事実と違う。」という外部からの情報提供があったと、中国財務局より当社に連絡がありました。

当社は詳細事実の確認を改めて取るために、平成26年11月12日開催の当社取締役会の議事の詳細記録を時系列順に確認し、堀江監査役は「有利発行については特段の意見を述べていない。」「決議の前に熟議をしないといけない。」旨の発言を何度かしている、という確認が取れたため、今回の訂正が必要であると判断しました。